

議案第47号

令和2年度尼崎市一般会計補正予算（第16号）

令和2年度尼崎市の一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ593,207千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ266,751,130千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表市債補正」による。

令和3年3月23日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		103,470,887	548,742	104,019,629
	10 国庫補助金	59,329,215	548,742	59,877,957
45 県支出金		13,646,121	10,000	13,656,121
	05 県負担金	10,542,765	10,000	10,552,765
60 繰入金		2,694,984	△ 218,235	2,476,749
	10 基金繰入金	2,694,984	△ 218,235	2,476,749
75 市債		23,379,436	252,700	23,632,136
	05 市債	23,379,436	252,700	23,632,136
歳入合計		266,157,923	593,207	266,751,130

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
15 民生費		105,727,432	△ 43,500	105,683,932
	10 児童福祉費	31,304,744	△ 43,500	31,261,244
20 衛生費		14,694,719	53,000	14,747,719
	05 保健衛生費	6,961,681	53,000	7,014,681
40 土木費		20,476,365	179,400	20,655,765
	10 道路橋りょう費	2,422,823	104,400	2,527,223
	20 河川水路費	832,189	30,000	862,189
	30 都市計画費	4,038,619	45,000	4,083,619
50 教育費		16,901,686	404,307	17,305,993
	05 教育総務費	7,316,169	169,707	7,485,876
	10 小学校費	1,727,579	183,900	1,911,479
	15 中学校費	1,331,227	25,600	1,356,827
	20 高等学校費	2,167,133	6,400	2,173,533
	25 幼稚園費	538,373	4,500	542,873
	30 特別支援学校費	214,036	3,200	217,236
	40 保健体育費	2,572,857	11,000	2,583,857
歳出合計		266,157,923	593,207	266,751,130

第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

追 加

款	項	事業名	金額
50 教育費	05 教育総務費	尼崎双星高等学校 特色づくり推進事業	99,000
50 教育費	05 教育総務費	教育ICT環境整備事業	70,707
50 教育費	10 小学校費	教材費	56,400
50 教育費	15 中学校費	教材費	25,600
50 教育費	20 高等学校費	教材費	4,800
50 教育費	20 高等学校費	教材費	1,600
50 教育費	25 幼稚園費	教材費	4,500
50 教育費	30 特別支援 学校費	教材費	3,200

変 更

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
15 民生費	10 児童福祉費	保育の量確保事業	364,048	394,839
15 民生費	10 児童福祉費	ICT化推進 事業費補助金	50,250	6,750
40 土木費	10 道路橋りょう費	道路橋りょう 維持管理事業	83,408	187,808
40 土木費	20 河川水路費	庄下川都市基盤河川 改修事業	74,220	104,220
40 土木費	30 都市計画費	園田豊中線等 道路整備事業	25,000	70,000
50 教育費	10 小学校費	各種施設整備事業	6,020	133,520
50 教育費	40 保健体育費	地区体育館整備事業	4,422	15,422

第3表 市債補正

(単位 千円)

変 更

起債の目的	補正前	補正後
道路等整備事業費	限度額 1,045,900	限度額 1,071,800
都市計画事業費	限度額 81,100	限度額 85,000
社会体育施設整備事業費	限度額 81,400	限度額 88,700

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補正16号)

議47-6

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	103,470,887	548,742	104,019,629			
10 項 国庫補助金	59,329,215	548,742	59,877,957			
10 目 総務費補助金	51,435,359	284,818	51,720,177	新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金	284,818	○ (総合政策局) 補助率 10/10 284,818 新型コロナウイルス感染症対応にかかる事 業実施に伴う補正
20 目 衛生費補助金	293,192	26,500	319,692	子育て支援 対策臨時特 例交付金	26,500	○ (健康福祉局) 補助率 1/2 26,500 特定不妊治療費助成事業の拡充に伴う補正
40 目 土木費補助金	3,016,173	84,700	3,100,873	社会資本整 備総合交付 金	84,700	○ (都市整備局) 道路橋りょう 1/2 52,200 河川 1/3 10,000 街路 1/2 22,500 社会資本整備総合交付金の追加内示に伴う 補正

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
50 目 教育費補助金	1,104,340	152,724	1,257,064	教育支援体制整備事業費補助金	2,250	○ (教育委員会事務局) 補助率 1 / 2 教育支援体制整備事業費補助金の追加内示に伴う補正 2,250
				学校施設環境改善交付金	81,049	○ (教育委員会事務局) 補助率 1 / 3 学校施設環境改善交付金の追加内示に伴う補正 81,049
				公立学校情報機器整備費補助金	23,625	○ (教育委員会事務局) 補助率 10 / 10 公立学校情報機器整備費補助金の追加内示に伴う補正 23,625
				学校保健特別対策事業費補助金	45,800	○ (教育委員会事務局) 補助率 1 / 2 学校保健特別対策事業費補助金の追加内示に伴う補正 45,800

議47-8

歳 入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 款 県支出金	13,646,121	10,000	13,656,121			
05 項 県負担金	10,542,765	10,000	10,552,765			
40 目 土木費負担金	34,000	10,000	44,000	都市基盤河 川改修事業 費負担金	10,000	○ (都市整備局) 負担率 1 / 3 10,000 庄下川都市基盤河川改修事業の実施に伴う 補正

歳 入

60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	2,694,984	△218,235	2,476,749			
10 項 基金繰入金	2,694,984	△218,235	2,476,749			
05 目 財政調整基金繰入金	1,153,863	△218,235	935,628	財政調整基 金繰入金	△218,235	○ (資産統括局) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨 時交付金との財源振替に伴う補正 △218,235

議47-10

歳 入
75 市 債

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
75 款 市 債	23,379,436	252,700	23,632,136			
05 項 市 債	23,379,436	252,700	23,632,136			
40 目 土 木 債	4,380,700	84,700	4,465,400	道路等整備 事業債	52,200	○ (都市整備局) 道路橋りょう維持管理事業の実施に伴う補 正 52,200
				都市計画事 業債	32,500	○ (都市整備局) 河川事業債 10,000 街路事業債 22,500 園田豊中線等道路整備事業等の実施に伴う 補正
50 目 教 育 債	519,300	168,000	687,300	社会体育施 設整備事業 債	9,300	○ (教育委員会事務局) 地区体育館整備事業の実施に伴う補正 9,300
				学校施設整 備事業債	158,700	○ (教育委員会事務局) 各種施設整備事業等の実施に伴う補正 158,700

歳 出

15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 款 民生費	105,727,432	△43,500	105,683,932	特定財源 △43,500 一般財源 0			
10 項 児童福祉費	31,304,744	△43,500	31,261,244	特定財源 △43,500 一般財源 0			
17 目 児童保育費	11,886,432	△43,500	11,842,932	国庫支出金 △43,500	18 負担金、補助及び交付金	△43,500	○ I C T化推進事業費補助金（こども青少年局 △43,500） I C T化推進事業費補助金の減額に伴う補正

歳 出

40 土木費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
40 款 土木費	20,476,365	179,400	20,655,765	特定財源 179,400 一般財源 0			
10 項 道路橋りょう費	2,422,823	104,400	2,527,223	特定財源 104,400 一般財源 0			
10 目 道路橋りょう維持費	1,004,788	104,400	1,109,188	国庫支出金 52,200 市 債 52,200	14 工事請負費	104,400	○ 道路橋りょう維持管理事業費（都市整備局） 104,400 社会資本整備総合交付金の追加内示に伴う補正

歳 出

40 土木費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
30 項 都市計画費	4,038,619	45,000	4,083,619	特定財源 45,000 一般財源 0			
35 目 街路事業費	819,231	45,000	864,231	国庫支出金 22,500 市 債 22,500	16 公有財産購 入費	45,000	○ 園田豊中線等道路整備事業費（都市整備局） 45,000 社会資本整備総合交付金の追加内示に伴う補 正

歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 項 小学校費	1,727,579	183,900	1,911,479	特定財源 183,900 一般財源 0			
05 目 学校管理費	1,535,221	56,400	1,591,621	国庫支出金 56,400	10 需 用 費	56,400	○ 教材費（教育委員会事務局） 56,400 学校保健特別対策事業費補助金の追加内示に伴う補正
10 目 学校建設費	192,358	127,500	319,858	国庫支出金 42,500 市 債 85,000	14 工事請負費	127,500	○ 各種施設整備事業費（教育委員会事務局） 127,500 学校施設環境改善交付金の追加内示に伴う補正

歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 項 高等学校費	2,167,133	6,400	2,173,533	特定財源 6,400 一般財源 0			
10 目 全日制高等 学校管理費	222,846	4,800	227,646	国庫支出金 4,800	10 需 用 費	4,800	○ 教材費（教育委員会事務局） 学校保健特別対策事業費補助金の追加内示に 伴う補正 4,800
15 目 定時制高等 学校管理費	37,392	1,600	38,992	国庫支出金 1,600	10 需 用 費	1,600	○ 教材費（教育委員会事務局） 学校保健特別対策事業費補助金の追加内示に 伴う補正 1,600

歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
30 項 特別支援学 校費	214,036	3,200	217,236	特定財源 3,200 一般財源 0			
05 目 特別支援学 校費	214,036	3,200	217,236	国庫支出金 3,200	10 需 用 費	3,200	○ 教材費（教育委員会事務局） 3,200 学校保健特別対策事業費補助金の追加内示に 伴う補正

予算補正に伴う歳入歳出予算事項別明細書の変更

(参 考)

歳 出

変 更 前

変 更 後

商 工 費

商 工 費

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	財 源 内 訳	款 項 目	補正前の額	補正額	計	財 源 内 訳
35 款 商工費	3,654,367	特定財源 2,642,171 一般財源 1,012,196	35 款 商工費	3,654,367	-	3,654,367	特定財源 2,860,406 一般財源 793,961
05 項 商工費	3,654,367	特定財源 2,642,171 一般財源 1,012,196	05 項 商工費	3,654,367	-	3,654,367	特定財源 2,860,406 一般財源 793,961
10 目 商工業振興費	2,753,795	国庫支出金 1,637,401 県支出金 62,697 その他 620,607 一般財源 433,090	10 目 商工業振興費	2,753,795	-	2,753,795	国庫支出金 1,855,636 県支出金 62,697 その他 620,607 一般財源 214,855

2 繰越明許費明細書

(単位 千円)

追 加

款	項	目	事業名	金額	繰越理由
50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費	尼崎双星高等学校 特色づくり推進事業	99,000	国の補正予算の活用に伴い、事業の年度内完了が見込めないため
50 教育費	05 教育総務費	20 教育総合 センター費	教育ICT環境整備事業	70,707	新型コロナウイルス感染症の対応に係る事業の年度内完了が見込めないため
50 教育費	10 小学校費	05 学校管理費	教 材 費	56,400	新型コロナウイルス感染症の対応に係る事業の年度内完了が見込めないため
50 教育費	15 中学校費	05 学校管理費	教 材 費	25,600	新型コロナウイルス感染症の対応に係る事業の年度内完了が見込めないため
50 教育費	20 高等学校費	10 全日制高等学校 管理費	教 材 費	4,800	新型コロナウイルス感染症の対応に係る事業の年度内完了が見込めないため
50 教育費	20 高等学校費	15 定時制高等学校 管理費	教 材 費	1,600	新型コロナウイルス感染症の対応に係る事業の年度内完了が見込めないため
50 教育費	25 幼稚園費	05 幼稚園費	教 材 費	4,500	新型コロナウイルス感染症の対応に係る事業の年度内完了が見込めないため
50 教育費	30 特別支援学校費	05 特別支援学校費	教 材 費	3,200	新型コロナウイルス感染症の対応に係る事業の年度内完了が見込めないため

変 更

款	項	目	事業名	金額	繰越理由
15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費	保育の量確保事業	補正前の額 364,048 補正額 30,791 補正後の額 394,839	補正前 関係者との調整に日時を要し、工事の年度内完了が見込めないため 補正後 整備方法の調整等に日時を要し、工事の年度内完了が見込めないため
15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費	I C T化推進事業費補助金	補正前の額 50,250 補正額 △ 43,500 補正後の額 6,750	補正前 新型コロナウイルス感染症の対応に係る事業の年度内完了が見込めないため 補正後 新型コロナウイルス感染症の対応に係る事業の年度内完了が見込めないため
40 土木費	10 道橋りょう路費	10 道路橋りょう維持費	道路橋りょう維持管理事業	補正前の額 83,408 補正額 104,400 補正後の額 187,808	補正前 入札不調等により、事業の年度内完了が見込めないため 補正後 国の補正予算による事業の前倒し等に伴い、事業の年度内完了が見込めないため
40 土木費	20 河川水路費	10 河川費	庄下川都市基盤河川改修事業	補正前の額 74,220 補正額 30,000 補正後の額 104,220	補正前 地元との調整に日時を要し、事業の年度内完了が見込めないため 補正後 国の補正予算による事業の前倒し等に伴い、事業の年度内完了が見込めないため
40 土木費	30 都市計画費	35 街路事業費	園田豊中線等道路整備事業	補正前の額 25,000 補正額 45,000 補正後の額 70,000	補正前 関係機関との調整に日時を要し、事業の年度内完了が見込めないため 補正後 国の補正予算による事業の前倒し等に伴い、事業の年度内完了が見込めないため

議47-26

款	項	目	事業名	金額	繰越理由
50 教育費	10 小学校費	10 学校建設費	各種施設整備事業	補正前の額 6,020 補正額 127,500 補正後の額 133,520	補正前 入札不調により、工事の年度内完了が見込めないため 補正後 国の補正予算の活用等に伴い、工事の年度内完了が見込めないため
50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費	地区体育館整備事業	補正前の額 4,422 補正額 11,000 補正後の額 15,422	補正前 入札不調により、工事の年度内完了が見込めないため 補正後 国の補正予算による事業の前倒し等に伴い、事業の年度内完了が見込めないため

議案第48号

令和3年度尼崎市一般会計補正予算（第1号）

令和3年度尼崎市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,071,596千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212,941,596千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月23日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		49,408,348	3,993,145	53,401,493
	05 国庫負担金	44,346,215	2,120,411	46,466,626
	10 国庫補助金	4,878,317	1,872,734	6,751,051
45 県支出金		14,035,053	170,793	14,205,846
	05 県負担金	10,746,433	△ 10,000	10,736,433
	10 県補助金	2,144,248	180,793	2,325,041
50 財産収入		1,103,059	18,000	1,121,059
	10 財産売払収入	618,128	18,000	636,128
60 繰入金		4,903,825	5,058	4,908,883
	10 基金繰入金	4,903,825	5,058	4,908,883
75 市債		26,238,400	△ 115,400	26,123,000
	05 市債	26,238,400	△ 115,400	26,123,000
歳入合計		208,870,000	4,071,596	212,941,596

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		15,530,460	19,000	15,549,460
	05 総務管理費	12,039,589	19,000	12,058,589
15 民生費		105,200,307	398,208	105,598,515
	05 社会福祉費	39,931,744	181,176	40,112,920
	10 児童福祉費	29,971,232	217,032	30,188,264
20 衛生費		14,163,483	3,234,366	17,397,849
	05 保健衛生費	6,675,057	3,225,043	9,900,100
	15 衛生研究所費	193,703	9,323	203,026
25 労働費		171,739	19,491	191,230
	10 労働諸費	171,739	19,491	191,230
35 商工費		1,275,799	573,203	1,849,002
	05 商工費	1,275,799	573,203	1,849,002
40 土木費		16,611,617	△ 161,672	16,449,945
	10 道路橋りょう費	2,389,636	△ 86,672	2,302,964
	20 河川水路費	791,687	△ 30,000	761,687
	30 都市計画費	4,165,197	△ 45,000	4,120,197
50 教育費		19,338,860	△ 11,000	19,327,860
	40 保健体育費	7,359,323	△ 11,000	7,348,323
歳出合計		208,870,000	4,071,596	212,941,596

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 1 号)

議48-6

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	49,408,348	3,993,145	53,401,493			
05 項 国庫負担金	44,346,215	2,120,411	46,466,626			
20 目 衛生費負担金	376,162	2,120,411	2,496,573	保健事業費 負担金	3,231	○ (健康福祉局) 感染症事業費 1 / 2 高齢者施設等に従事する職員を対象とする PCR検査の実施に伴う補正 3,231
				新型コロナ ウイルスワ クチン接種 対策費国庫 負担金	2,117,180	○ (健康福祉局) 負担率 10 / 10 ワクチンの接種に伴う補正 2,117,180

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
10 項 国庫補助金	4,878,317	1,872,734	6,751,051			
10 目 総務費補助金	489,719	868,415	1,358,134	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	868,415	○ (総合政策局) 補助率 10/10 新型コロナウイルス感染症対応にかかる事業実施に伴う補正 868,415
15 目 民生費補助金	1,745,365	85,261	1,830,626	障害者総合支援事業費補助金	13,764	○ (健康福祉局) 補助率 2/3 感染症が発生した事業所等に対する利用者へのサービス継続に必要な経費の一部補助等に伴う補正 13,764
				放課後子ども教室推進事業費等補助金	2,733	○ (こども青少年局) 補助率 1/3 こどもクラブに対する衛生用品等の購入に伴う補正 2,733
				地域子ども子育て支援事業費交付金	27,616	○ (こども青少年局) 補助率 1/3 児童福祉施設等に対する衛生用品の確保に要する経費の一部補助等に伴う補正 27,616

議48-8

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				保育対策総合支援事業費補助金	40,900	○ (こども青少年局) 補助率 1 / 2 児童福祉施設等に対する衛生用品の確保に要する経費の一部補助等に伴う補正 40,900
				新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	248	○ (健康福祉局) 補助率 3 / 4 無料低額宿泊所に対する衛生用品の配布に伴う補正 248
20 目 衛生費補助金	98,401	959,058	1,057,459	母子保健衛生費補助金	13,009	○ (健康福祉局) 補助率 1 / 2 妊婦に対する分娩前のPCR検査等の実施に伴う補正 13,009
				子育て支援対策臨時特例交付金	128,481	○ (健康福祉局) 補助率 1 / 2 特定不妊治療に要した費用の一部助成に伴う補正 128,481

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				新型コロナ ウイルスワ クチン接種 体制確保事 業費国庫補 助金	817,568	○ (健康福祉局) 補助率 10/10 ワクチンの接種を速やかに実施するために 必要な体制の整備に伴う補正 817,568
40 目 土木費補助金	1,813,749	△40,000	1,773,749	社会資本整 備総合交付 金	△40,000	○ (都市整備局) 道路橋りょう 1/2 河川 1/3 街路 1/2 園田豊中線等道路整備事業等を令和2年度 に前倒して実施することに伴う補正 △7,500 △10,000 △22,500

議48-10

歳 入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 款 県支出金	14,035,053	170,793	14,205,846			
05 項 県負担金	10,746,433	△10,000	10,736,433			
40 目 土木費負担金	72,000	△10,000	62,000	都市基盤河 川改修事業 費負担金	△10,000	○ (都市整備局) 負担率 1 / 3 庄下川都市基盤河川改修事業を令和2年度 に前倒して実施することに伴う補正 △10,000

歳 入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
10 項 県補助金	2,144,248	180,793	2,325,041			
15 目 民生費補助金	1,955,693	178,162	2,133,855	老人福祉費 補助金	60,234	○ (健康福祉局) 補助率 10/10 感染症が発生した事業所等に対する利用者 へのサービス継続に必要な経費の一部補助 に伴う補正 60,234
				地域介護拠 点整備補助 金	90,312	○ (健康福祉局) 補助率 10/10 介護施設等に対する多床室の個室化改修や 簡易陰圧装置の設置に要する経費の一部補 助に伴う補正 90,312
				地域子ども 子育て支援 事業費交付 金	27,616	○ (こども青少年局) 補助率 1/3 児童福祉施設等に対する衛生用品の確保に 必要な経費の一部補助等に伴う補正 27,616
20 目 衛生費補助金	57,331	2,631	59,962	がん患者ア ピアランス サポート事 業補助金	1,265	○ (健康福祉局) 補助率 1/2 がん患者の外見変化に対する補正具の購入 1,265

議48-12

歳 入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
						費用の一部助成に伴う補正
				骨髄等移植 ドナー助成 事業補助金	400	○ (健康福祉局) 補助率 1 / 2 400 骨髄等を提供するドナーに対する助成に伴 う補正
				不妊治療ペ ア検査助成 事業補助金	966	○ (健康福祉局) 補助率 1 / 2 966 夫婦そろって受けた不妊治療に係る検査費 用の一部助成に伴う補正

歳 入

50 財産収入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
50 款 財産収入	1,103,059	18,000	1,121,059			
10 項 財産売払収入	618,128	18,000	636,128			
05 目 不動産売払収入	568,099	18,000	586,099	不動産売払 収入	18,000	○ (資産統括局) 市有地処分収入 18,000 暴力団排除に係る取組に伴う補正

議48-14

歳 入

60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	4,903,825	5,058	4,908,883			
10 項 基金繰入金	4,903,825	5,058	4,908,883			
05 目 財政調整基金繰入金	600,000	5,058	605,058	財政調整基金繰入金	5,058	○ (資産統括局) 補正財源として財政調整基金繰入金を補正 5,058

歳 入

75 市 債

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
75 款 市 債	26,238,400	△115,400	26,123,000			
05 項 市 債	26,238,400	△115,400	26,123,000			
40 目 土 木 債	2,562,100	△105,500	2,456,600	道路等整備 事業債	△76,200	○ (都市整備局) 道路橋りょう維持管理事業を令和2年度に 前倒して実施することに伴う補正 △76,200
				都市計画事 業債	△29,300	○ (都市整備局) 河川事業債 △9,000 街路事業債 △20,300 園田豊中線等道路整備事業等を令和2年度 に前倒して実施することに伴う補正
50 目 教 育 債	2,761,000	△9,900	2,751,100	社会体育施 設整備事業 債	△9,900	○ (教育委員会事務局) 地区体育館整備事業を令和2年度に前倒し て実施することに伴う補正 △9,900

歳 出

15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明	
					区 分	金 額		
15 款 民生費	105,200,307	398,208	105,598,515	特定財源 392,741 一般財源 5,467				
05 項 社会福祉費	39,931,744	181,176	40,112,920	特定財源 181,176 一般財源 0				
05 目 社会福祉総 務費	21,895,242	9,983	21,905,225	国庫支出金 9,983	10 需 用 費	332	○ 新型コロナウイルス感染症対策事業費（健康 福祉局） 介護、障害福祉サービス事業所等に対する衛 生用品の配布に伴う補正	9,983
					12 委 託 料	9,651		
07 目 障害福祉費	15,822,872	20,647	15,843,519	国庫支出金 20,647	18 負担金、補 助及び交付 金	20,647	○ 障害福祉サービス確保支援事業費（健康福祉 局） 感染症が発生した事業所等に対する利用者へ のサービス継続に必要な経費の一部補助に伴 う補正	9,447
							○ 障害福祉分野テレワーク等導入支援事業費 I C T等を活用する障害福祉サービス事業所 等に対する機器の導入等に係る経費の一部補 助に伴う補正	
20 目 老人福祉費	1,365,081	150,546	1,515,627	県支出金 150,546	18 負担金、補 助及び交付 金	150,546	○ 介護サービス確保支援事業費（健康福祉局） 感染症が発生した事業所等に対する利用者へ	60,234

歳 出

15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明	
					区 分	金 額		
10 項 児童福祉費	29,971,232	217,032	30,188,264	特定財源 211,565 一般財源 5,467				
05 目 児童福祉総 務費	16,302,575	173,532	16,476,107	国庫支出金 140,449 県支出金 27,616 一般財源 5,467	10 需 用 費	41,000	○ 新型コロナウイルス感染症対策事業費（こども青少年局） 児童福祉施設等に対する衛生用品の確保に要する経費の一部補助等に伴う補正	173,532
					12 委 託 料	682		
					18 負担金、補助及び交付金	131,850		
17 目 児童保育費	12,413,486	43,500	12,456,986	国庫支出金 43,500	18 負担金、補助及び交付金	43,500	○ ICT化推進事業費補助金（こども青少年局） 法人保育施設等に対する保育現場のICT化に要する経費の一部補助に伴う補正	43,500

歳 出

20 衛生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
25 目 予防衛生費	538,587	3,330	541,917	県支出金 1,665 一般財源 1,665	18 負担金、補助及び交付金	800	○ がん患者アピアランスサポート事業費（健康福祉局） 2,530
					19 扶 助 費	2,530	がん患者の外見変化に対する補正具の購入費用の一部助成に伴う補正 ○ 骨髄等移植ドナー助成事業費 800 骨髄等を提供するドナーに対する助成に伴う補正
30 目 母子保健対策費	429,024	286,965	715,989	国庫支出金 285,033 県支出金 966 一般財源 966	10 需 用 費	3,619	○ 乳幼児健康診査事業費（健康福祉局） 4,459 医療機関と連携し、乳幼児健診を継続的に実施するための体制整備に伴う補正
					11 役 務 費	55	○ 特定不妊治療費助成事業費 256,963 特定不妊治療に要した費用の一部の助成に伴う補正
					12 委 託 料	16,519	○ 不妊治療ペア検査助成事業費 1,932 夫婦そろって受けた不妊治療に係る検査費用の一部助成に伴う補正
					19 扶 助 費	266,772	○ 産後ケア（訪問型）事業費 3,500 産後ケア事業を実施する施設に対する衛生用品の配布等に伴う補正 ○ 妊産婦総合対策事業費 20,111 妊婦の不安解消を図るための希望者に対する

歳 出

20 衛生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 項 衛生研究所 費	193,703	9,323	203,026	特定財源 6,091 一般財源 3,232			
05 目 衛生研究所 費	193,703	9,323	203,026	国庫支出金 6,091 一般財源 3,232	10 需 用 費	6,463	○ 衛生研究所事業費（健康福祉局） 高齢者施設等に従事する職員を対象とするP CR検査の実施に伴う補正
					17 備品購入費	2,860	

歳 出

35 商工費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
35 款 商 工 費	1,275,799	573,203	1,849,002	特定財源 573,203 一般財源 0			
05 項 商 工 費	1,275,799	573,203	1,849,002	特定財源 573,203 一般財源 0			
10 目 商工業振興 費	647,345	573,203	1,220,548	国庫支出金 573,203	12 委 託 料	429,203	○ あまがさきコロナ対策プロダクツ認証事業費 (経済環境局) 3,100
					18 負担金、補 助及び交付 金	144,000	市内事業者が製造等を行った新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資する製品等を認証する制度の創設及びPR支援に伴う補正 ○ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金関係事業費 341,460 兵庫県が行う営業時間の短縮要請に応じた事業者等に対する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給に伴う補正 ○ SDGs「あま咲きコイン」ポイント還元事業費 228,643 電子地域通貨「あま咲きコイン」の購入又は決済時のポイント還元実施に伴う補正

歳 出

40 土木費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 項 河川水路費	791,687	△30,000	761,687	特定財源 △29,000 一般財源 △1,000			
10 目 河 川 費	368,061	△30,000	338,061	国庫支出金 △10,000 県支出金 △10,000 市 債 △9,000 一般財源 △1,000	14 工事請負費	△30,000	○ 庄下川都市基盤河川改修事業費（都市整備局 △30,000 ） 庄下川改修工事を令和2年度に前倒して実施 することに伴う補正

歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
50 款 教育費	19,338,860	△11,000	19,327,860	特定財源 △9,900 一般財源 △1,100			
40 項 保健体育費	7,359,323	△11,000	7,348,323	特定財源 △9,900 一般財源 △1,100			
15 目 社会体育費	723,100	△11,000	712,100	市 債 △9,900 一般財源 △1,100	10 需 用 費	△23	○ 地区体育館整備事業費（教育委員会事務局） △11,000 小田体育館空調更新工事を令和2年度に前倒 して実施することに伴う補正
					12 委 託 料	△1,977	
					14 工事請負費	△9,000	

2 市債の令和元年度末における現在高並びに令和2年度末及び令和3年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	令和元年度末現在高	令和2年度末 現在高見込額	令和3年度中増減見込み		令和3年度末 現在高見込額
			令和3年度中 起債見込額	令和3年度中 元金償還見込額	
普通債	134,064,451	131,139,311	15,482,100	19,928,977	126,692,434
土 木	39,677,648	36,763,889	4,689,300	6,711,725	34,741,464
教 育	46,578,597	42,523,458	5,491,600	6,950,602	41,064,456
市 営 住 宅	15,417,670	16,930,464	620,700	2,133,729	15,417,435
住 宅 資 金 貸 付	3,290	-	-	-	-
総 務	5,976,057	7,857,628	1,959,500	561,189	9,255,939
民 生	6,279,295	7,375,374	2,032,300	1,318,209	8,089,465
衛 生	15,099,437	14,316,562	385,800	1,403,262	13,299,100
商 工	69,351	81,230	-	19,048	62,182
消 防	1,558,426	2,326,141	302,900	394,818	2,234,223
企業会計等出資金	3,404,680	2,964,565	-	436,395	2,528,170
災 害 復 旧 債	334,502	341,054	-	1,652	339,402
土 木	218,302	216,654	-	1,652	215,002
その他公共施設等	116,200	124,400	-	-	124,400
そ の 他	96,232,765	95,622,505	12,000,000	9,368,879	98,253,626
減 税 補 て ん 債	1,271,343	927,259	-	289,458	637,801
臨 時 財 政 対 策 債	90,140,975	90,112,161	12,000,000	7,082,810	95,029,351
退 職 手 当 債	2,187,927	1,550,785	-	1,422,273	128,512
減 収 補 て ん 債	2,632,520	3,032,300	-	574,338	2,457,962
合 計	230,631,718	227,102,870	27,482,100	29,299,508	225,285,462

議案第 49 号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和 3 年 3 月 23 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(尼崎市国民健康保険条例及び尼崎市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

(1) 尼崎市国民健康保険条例（昭和 34 年尼崎市条例第 8 号）付則第 8 項

(2) 尼崎市新型コロナウイルス感染症対策基金条例（令和 2 年尼崎市条例第 29 号）第 1 条

(尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 18 年尼崎市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項の見出しを「（手当の特例）」に改め、同項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 2 条に規定する期間において」を「当分の間、手当の支給について」に、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウ

イルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

（尼崎市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第３条 尼崎市消防職員の特殊勤務手当に関する条例（平成１８年尼崎市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

付則第２項の見出しを「（手当の特例）」に改め、同項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第１１号）第２条に規定する期間において」を「当分の間、手当の支給について」に、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第１１号）第１条に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第１条の規定による改正後の尼崎市国民健康保険条例（以下「改正後の国民健康保険条例」という。）付則第８項、第２条の規定による改正後の尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の特殊勤務手当条例」という。）付則第２項及び第３条の規定による改正後の尼崎市消防職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の消防職員特殊勤務手当条例」という。）付則第２項の規定は、令和３年２月１３日（以下「基準日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 3 基準日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和３年法律第５号）第１条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成

24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)に係る療養(改正後の国民健康保険条例付則第8項に規定する療養をいう。)のため労務に服することができなかつた被保険者(同項に規定する被保険者をいう。)の属する世帯の世帯主に対して支給された金銭で、尼崎市国民健康保険条例に基づく傷病手当金に相当するものは、改正後の国民健康保険条例の規定により支給された傷病手当金とみなす。

4 基準日から施行日の前日までの間において新型コロナウイルス感染症に関する対策で市長が別に定めるものに要する経費に充てるための寄付金の額で尼崎市新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」という。)として積み立てたものは、第1条の規定による改正後の尼崎市新型コロナウイルス感染症対策基金条例第2条第1号に規定する寄付金の額で基金として積み立てたものとみなす。

5 基準日から施行日の前日までの間において業務(第2条の規定による改正前の尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例付則第2項の規定により読み替えられた尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例(以下この項において「特殊勤務手当条例」という。))別表第10項中「新型コロナウイルス感染症(」とあるのは「新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和3年政令第25号)第1条の規定による廃止前の)」と読み替えた場合における同項の中欄に掲げる業務をいう。)に従事した職員(特殊勤務手当条例第2条に規定する職員をいう。)に支給された金銭で、改正後の特殊勤務手当条例付則第2項の規定により読み替えられた特殊勤務手当条例別表第10項の左欄に掲げる手当(以下この項において「手当」という。)に相当するものは、改正後の特殊勤務手当条例の規定により支給された手当とみなす。

6 基準日から施行日の前日までの間において業務(第3条の規定による改正前の尼崎市消防職員の特殊勤務手当に関する条例付則第2項の規定により読み替えられた尼崎市消防職員の特殊勤務手当に関する条

例（以下「消防職員特殊勤務手当条例」という。）別表第9項中「新型コロナウイルス感染症（）」とあるのは「新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和3年政令第25号）第1条の規定による廃止前の）」と読み替えた場合における同項の中欄に掲げる業務をいう。）に従事した消防職員（消防職員特殊勤務手当条例第2条に規定する消防職員をいう。）に支給された金銭で、改正後の消防職員特殊勤務手当条例付則第2項の規定により読み替えられた消防職員特殊勤務手当条例別表第9項の左欄に掲げる手当（以下「手当」という。）に相当するものは、改正後の消防職員特殊勤務手当条例の規定により支給された手当とみなす。

（説 明）

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。